

まえがき

この追補は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正したもので、これによって、**JIS G 0573:1999** は改正され、一部が置き換えられた。

ステンレス鋼の 65 %硝酸腐食試験方法 (追補 1)

Method of 65 % nitric acid test for stainless steels
(Amendment 1)

JIS G 0573:1999 を、次のように改正する。

2. (引用規格) の **JIS R 6254** エンドレス研磨ベルトを、削除する。

5. (試験片 d) の “**JIS R 6251**, **JIS R 6252** 若しくは **JIS R 6254** の P120 以上” を, “**JIS R 6251** 若しくは **JIS R 6252** の P120 以上” に置き換える。